

議案第 66 号

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業
との調和に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例の一部を改正する条例

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例(令和元年桐生市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「(送電に係る電柱等を除く。)」を「及び系統用蓄電池(電力系統に直接接続する蓄電池をいう。)」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、送電に係る電柱等を除く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事業については、当該施設の設置において、桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第 3 章の規定は適用しない。

(1) 系統用蓄電池の設置に係る工事に着手している事業

(2) 系統用蓄電池の設置に係る工事に着手していない事業であつて、次に掲げるものの中で必要な手続を全て行ったもの

ア 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可を受けた事業

イ 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた事業又は第 10 条の 8 第 1 項の規定による届出をした事業

ウ 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた事業

議 案 説 明

議案第 66 号 桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例案

再生可能エネルギー発電設備を設置する事業について、条例に基づく許可を要する施設に系統用蓄電池を追加するため、所要の改正を行おうとするものです。